
未成年後見人選任の申立ての手引

未成年後見制度は、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等でいなくなったときに後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。未成年者を適切に保護するため、家庭裁判所では慎重に審理を行っています。申立てに当たっては、揃える資料や記入する書類が多数ありますし、申立て後も面接等があり大変かとは思いますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

この手引は、未成年後見人選任の申立てを考えている方を対象に、手続の流れ、申立てに必要な書類、未成年後見人の役割などについてまとめたものです。申立てをする際には、事前にこの手引をお読みください。

福岡家庭裁判所

(R3. 1版)

手 続 の 流 れ

申立準備

- 手続案内
- 必要書類を集めてください【申立てに必要な書類等のチェック表①②参照】
- 次ページ1①～⑦の申立書類を作成してください

申立て

未成年者の親族，15歳以上の未成年者自身，利害関係人（児童相談所長等）が申立てをすることができます。申立ては，未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行ってください。 ※ 問合せ先の管轄欄参照

調査

- 申立人調査，後見人候補者調査（面接）
家庭裁判所に来ていただいて，申立てに関する事情を直接うかがいます。日時は，家庭裁判所から通知します。ご都合が悪ければ，ご連絡ください。
申立人には，申立書に基づいて，申立てに至るいきさつ，未成年者の生活状況，財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情をうかがいます。
候補者には，候補者質問票に基づいて，後見人としての適格性に関する事情をうかがいます。
- 未成年者調査（面接）
未成年者の意思，心身の状況及び生活の状況等を確認するため，未成年者には後見人候補者と共に家庭裁判所に来ていただきます。年齢や事案の内容によっては，家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり，生活状況を確認させていただくこともあります。
- 親族への意向照会（必要な場合）

審判

未成年後見人を選任した旨（又は却下する旨）の審判書が送付されます。選任された場合は，後見人に就任した旨が戸籍に記載されます。
※不服申立ての手続はありません。

財産目録の作成・提出

審判書送付の際に書式を同封しますので，作成して提出してください。
（審判書を受け取ってから1か月以内）

後見監督

未成年者の状況や後見事務について，後見人に定期的に（1年に1回程度）報告していただき，後見事務が適切に行われているかを確認します。

- ◎ 申立てにかかる費用等については，2ページをご覧ください。
- ◎ 審理に要する期間は，おおむね1～3か月程度です。

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類（家庭裁判所に定型用紙があります。）

<input type="checkbox"/>	①	申立書	記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	②	申立事情説明書	記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	③	親族関係図	記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	④	親族の意見書	未成年者と同居している親族（20歳以上）、未成年者の生存している父母（養父母を含む）、未成年者の兄弟姉妹（20歳以上）から親族の意見書を記載してもらってください。詳細は、別添「親族の意見書について」をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑤	未成年後見人候補者事情説明書	記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑥	未成年者の財産目録（相続財産分を含む。）	記載例をご参照ください。 ※必ず写しを保管しておいてください。
<input type="checkbox"/>	⑦	収支予定表	記載例をご参照ください。

2 添付書類

	書 類	取寄せ先	備 考
<input type="checkbox"/>	⑦ 戸籍謄本（注1） （未成年者・候補者）	本籍地役場	外国籍の方は、国籍の記載されている住民票を提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑧ 住民票（注1） （未成年者・候補者）	住民登録地の市区町村役場	戸籍附票（本籍地役場で発行）でも代用可能です。
<input type="checkbox"/>	⑨ 親権を行う者がいないことを証する資料	本籍地役場	親権者の死亡の記載された戸籍謄本又は行方不明の事実を証する書類等
<input type="checkbox"/>	⑩ 財産についての資料	申立てに必要な書類等のチェック表②（3ページ）をご参照ください。	
<input type="checkbox"/>	⑪ 戸籍謄本など	申立人と未成年者の身分関係が確認できないとき等に提出をお願いすることがあります。	

3 費用

<input type="checkbox"/>	⑫	収入印紙 800円分 （未成年者1人につき）	申立てにかかる手数料です。
<input type="checkbox"/>	⑬	郵便切手 2,450円分	審理中の通信費用です。次のとおりご提出ください。 500円×3枚, 84円×10枚, 10円×5枚, 5円×10枚, 2円×5枚

（注1）戸籍謄本や住民票などは、必ず発行後3か月以内のものをご提出ください。

※ 同じ書類は1通で結構です。
審理のために必要な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。

申立てに必要な書類等のチェック表②

※ 未成年者の財産内容（相続予定の財産を含む）を証明する資料として、下記の書類を提出してください。書類申請の手続や手数料は、それぞれの発行機関にお問合せください。不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）のみ原本で、それ以外の資料は全て写し（コピー）を提出してください。

1 預貯金に関する資料

<input type="checkbox"/>	㉗	預金通帳	預金通帳がある場合。事前に最新の残高等を記帳して、表紙とその裏側及び記帳されている全ページをコピーしてください。（※9 ページ参照）
<input type="checkbox"/>	㉘	残高証明書	通帳がない場合。預金口座のある銀行で発行

2 有価証券（株式・国債・手形など）に関する資料

<input type="checkbox"/>	㉙	取引残高報告書等	取引先の証券会社
--------------------------	---	----------	----------

3 生命保険等に関する資料

<input type="checkbox"/>	㉚	保険証書	証書がある場合（表裏両面をコピー）
--------------------------	---	------	-------------------

4 負債に関する資料

<input type="checkbox"/>	㉛	契約書（奨学金等）	未成年者（債務者）又は銀行、公社などの債権者
<input type="checkbox"/>	㉜	返済明細書	銀行、公社などの債権者

5 不動産に関する資料

<input type="checkbox"/>	㉝	不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）	最寄りの法務局にお尋ねください。
--------------------------	---	----------------------	------------------

6 収入内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	㉞	年金決定通知書	住民登録先の市区町村を管轄する年金事務所
<input type="checkbox"/>	㉟	年金証書	証書がある場合
<input type="checkbox"/>	㊱	年金の振込口座の通帳	通帳がある場合
<input type="checkbox"/>	㊲	給与明細	稼働している場合

7 支出内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	㊳	授業料、習い事等の領収書	学校等
<input type="checkbox"/>	㊴	医療費等の領収書	病院等
<input type="checkbox"/>	㊵	保険料納付書	保険会社等
<input type="checkbox"/>	㊶	固定資産税納付書	市町村の納税通知書等
<input type="checkbox"/>	㊷	家賃などの領収書	家主などの貸し主又は管理会社など

Q 1 手続を途中で取りやめることはできますか？



(A) 取下げは家庭裁判所（裁判官）の許可が必要です。相応の理由がないと認められないため、一般的に難しいとお考えください。

(解説)

例えば、「私が後見人に選ばれないなら取り下げます。」、「親族の事業資金として未成年者の金を借り入れることを認めてもらえないなら、取り下げます。」というような理由では許可されません。

Q 2 候補者は誰でもなれますか？候補者は必ず選任されますか？



(A) 候補者は誰がなっても構いません。ただし、誰を未成年後見人に選ぶかは家庭裁判所の判断ですので、必ず希望する候補者が選任されるとは限りません。

(解説)

未成年後見人になるには、特別な資格は必要ありませんが、欠格事由（未成年者、成年後見人等を解任された人、破産者、未成年者に対して訴訟を起こしたことがある人など）に該当せず、かつ、適正な後見事務を行えることが必要です。

家庭裁判所は、未成年後見人の選任に当たって、未成年者の年齢、心身の状態・生活状況、財産状況、候補者の職業・経歴、候補者と未成年者との利害関係の有無、未成年者の意向等を踏まえて（民法第 840 条第 3 項）総合的に判断し、決定します。

そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。未成年者が必要とする支援の内容などによっては、弁護士等の専門職を選ぶこともあります。また、親族間で未成年者の身上監護や財産管理等の方針をめぐり意見が対立している場合などにも、第三者の専門職の選任を検討します。

さらに、未成年者に一定額以上の財産がある場合には、未成年者の財産を適切に管理するため、専門職を未成年後見人あるいは未成年後見監督人（未成年後見人の事務を監督する人）に選任したり、後見制度支援信託・支援預貯金（Q 8 参照）の利用を検討したりします。

なお、未成年後見人を複数にすることも可能ですが（例えば、親族と専門職の組み合わせ）、その際は適切な役割分担と円滑な連携が求められます。

※ 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

Q3 未成年後見人の基本的な職務について教えてください。



(A) 未成年者の身上監護、財産管理及び家庭裁判所への報告が主な職務です。

(解説)

未成年後見人は、親権者として未成年者の生活に必要な手続きや支援を行う「身上監護」と未成年者の財産を適切に管理する「財産管理」が主な仕事です。未成年者の意思を尊重して職務を行う必要があります。財産管理については特に厳格性が求められ、親族であっても、「他人の財産」を預かり管理しているという意識が必要です。具体的には次のような仕事があります。

- ① 未成年後見人に選任された段階で、速やかに未成年者の財産や収入等を調査し、その結果を書面（財産目録）にして家庭裁判所に提出する。
- ② 未成年者の生活、教育、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産の管理計画を立てる。
- ③ 本人の財産を適正に管理し、その管理状況を常に記録しておき、定期的に（原則として1年に1回）家庭裁判所に報告する。

Q4 未成年後見人の責任について教えてください。



(A) 財産を不正に処分すると損害賠償請求などの民事責任が生じ、業務上横領などの罪で刑事責任を問われることもあります。

(解説)

未成年後見人が、未成年者の財産を管理する場合、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません（善良なる管理者の注意義務）

したがって、未成年者の財産を未成年後見人や親族の名義で管理したり、未成年後見人や親族に贈与、貸与したりするなど未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。また、遺産分割を行う際には、未成年者の法定相続分を確保していただく必要があります。未成年後見人の職務に問題のある場合は、次のような責任を問われることがあります。

- | | |
|----------|-----------|
| ① 民事上の責任 | 損害賠償請求 |
| ② 刑事上の責任 | 業務上横領罪 |
| ③ その他 | 未成年後見人の解任 |

Q5 未成年後見人は報酬を請求できますか？



(A) 請求できますが、家庭裁判所に申立てをする必要があります。

(解説)

「未成年後見人の報酬付与」の申立てをし、報酬として家庭裁判所が認めた額に限って、本人の財産から受け取ることになります。勝手にした場合には、業務上横領罪として処罰されることもあります。

なお、報酬額については、財産額や事務量などによって異なりますので、事前にお知らせすることはできません。

Q6 未成年後見人の仕事はいつまで続くのですか？



(A) 未成年者が成人に達するまで続きます。

(解説)

基本的には未成年者が満20歳（令和4年4月から満18歳に変更となります。）に達するまで未成年者の生活や教育，就労について援助することになります。婚姻や養子縁組等によって、後見が終了することもありますので、その際は家庭裁判所までご連絡ください。

なお、未成年後見人が、病気等により職務を続けることができなくなったなどやむを得ない事情がある場合には、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。

Q7 どのようなときに、裁判所に報告や連絡をしなければなりませんか？



(A) 原則として毎年1回報告してもらいます。また、未成年者の生活状況や財産状況に大きな変化があった場合は、家庭裁判所に自主的に報告してください。

(解説)

未成年後見人は、家庭裁判所に対し、定められた時期、方法により定期的に（原則として1年に1回）後見事務の状況を報告していただく必要があります。家庭裁判所が未成年後見人の仕事を確認（必要があれば指導）することを「監督」といいます。未成年後見人は、決められた期限までに、未成年者の財産管理の状況などについて、「事務報告書」、「財産目録」等の書面や通帳のコピー等を提出していただきます。場合によっては、説明のために家庭裁判所に来ていただくこともあります。

また、未成年者が婚姻したときや養子縁組をしたとき、未成年後見人及び未成年者が転居をしたときにも、速やかに家庭裁判所までご連絡ください。未成年後見人の仕事をする中で、どうしたらよいか迷った場合や困難な問題が生じた場合などには、家庭裁判所に連絡してご相談ください。

未成年者の生活、財産の状況や未成年後見人の仕事の状況により、未成年後見人の仕事の内容を具体的に確認する「監督人^{かんとくじん}」が付けられることがあります。また、財産の管理などの仕事が適正にできていなければ、未成年後見人を辞めさせられることとなります。特に、未成年者の財産を処分したり、定期外の支出をしたりした場合には、それが適正かどうか必ず確認されます。未成年者の生活や教育等のために必要な費用や、未成年者が支払わなければならない税金や社会保険料は適正なものといえますが、それ以外の支出については、かなり慎重に判断しなければなりません。未成年者の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。

なお、未成年後見人が、未成年者の財産を勝手に自分のものにした場合には、業務上^{ぎょうむじょう}横領罪^{おうりょうざい}として処罰されることもあります（Q4参照）。

※ 家庭裁判所に提出する報告書などについては、不慣れな人でも作成しやすいように、定型の用紙が用意されていますのでご安心ください。ただし、日頃から金銭出納帳を付けるなどして未成年者の財産管理状況などをきちんと記録しておくことが必要です。

Q8 後見制度支援信託，後見制度支援預貯金とは，どのような制度ですか？



(A) 未成年者の財産のうち，通常使用しない金銭を信託銀行等に信託又は銀行等に後見制度支援預貯金に関する口座を開設し，入金等することで未成年者の財産を保護する仕組みです。

(解説)

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は，未成年者の財産のうち，日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として未成年後見人が管理し，通常使用しない金銭（信託できる財産は金銭に限られます。）を信託銀行等に信託又は銀行等に後見制度支援預貯金に関する口座を開設し，入金等する仕組みの事です。後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用すると，信託財産又は支援預貯金口座の払い戻しや信託契約又は支援預貯金口座を解約したりするには，家庭裁判所の発行する指示書が必要です。

未成年者の財産を適切に管理・利用する方法の一つとして，未成年者の財産が一定額以上の場合，後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討することになります。

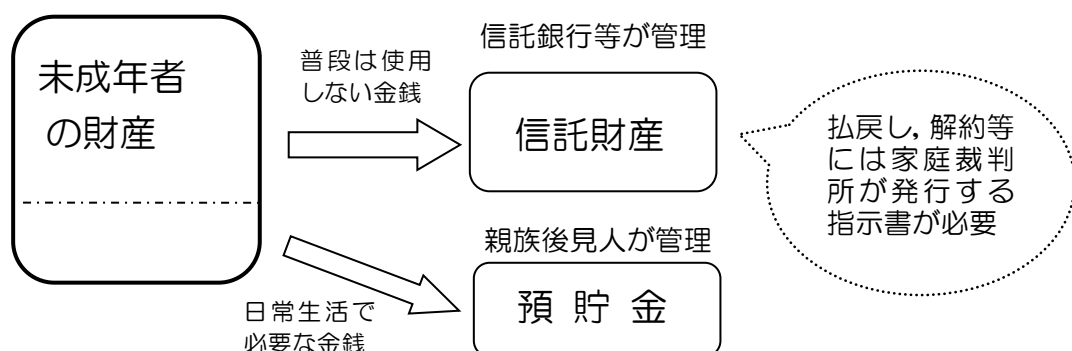
□ 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用した場合の効果

- 透明性の高い適正・安全な管理が可能となる。
- 財産管理事務の負担が減少する。
- 家庭裁判所への報告の負担が軽減される。

□ 費用

信託契約の締結に関与した専門職後見人（弁護士，司法書士等）に対する報酬が必要となります。また，信託銀行等に対する報酬が必要となる場合があります（専門職が未成年後見人等として継続的に関与する場合よりは低コストです。）。

【後見制度支援信託のイメージ図】



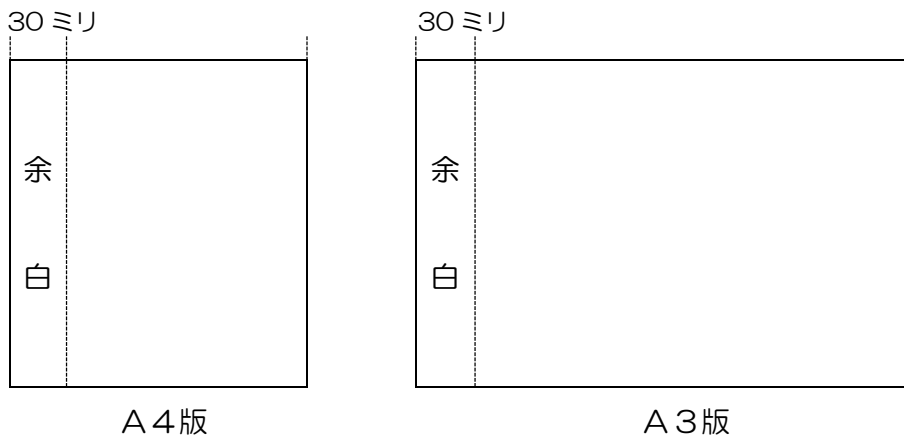
提出書類の書式・コピーの取り方

1 裁判所に提出する各種書面の書式について

裁判所に対して資料などの書面を提出される場合には、原則としてA4版（297ミリ×210ミリ、この用紙と同じ大きさ）の用紙をご利用ください。

ただし、どうしてもA4版に収まらない場合には、A3版（420ミリ×297ミリ、A4判の倍の大きさ）をご利用ください。

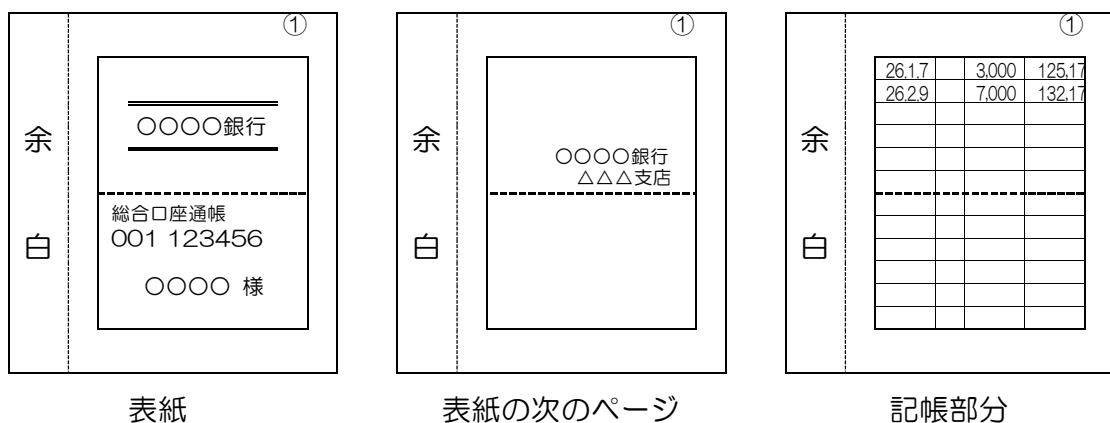
また、記録につづって保存する関係から、下図のように左端に3センチのとし代（余白）ができるようにしてください。



2 預金通帳のコピーの取り方について

預金通帳をコピーする際には、以下の要領をお願いします。

- ① 書式については、上記1に記載のとおりです。A4版用紙を用いて、左端に3センチのとし代（余白）ができるようにしてください。
- ② 下図のとおり、「表紙」と「表紙の次の見開きページ」、及び同封した照会書に記載された範囲のページをコピーしてください。
- ③ 右上余白に財産目録の預金番号を記載してください。



福岡家庭裁判所及び各支部，出張所一覧

申立てをする裁判所は，未成年者の住所地（未成年者が実際住んでいる場所）を管轄する家庭裁判所となります。ご不明な点がありましたら，各裁判所にお問合せください。

裁 判 所	管轄（本人の住所地）
福岡家庭裁判所本庁（後見センター） 〒810-8652 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 (電話) 092-981-9606	福岡市，筑紫野市，春日市 大野城市，太宰府市，糸島市 古賀市，宗像市，福津市 那珂川市，糟屋郡
甘木出張所（書類等の受付のみ。審理は本庁後見センター） 〒838-0061 朝倉市菩提寺571番地 (電話) 0946-22-2113	朝倉市，朝倉郡
小倉支部 〒803-8532 北九州市小倉北区金田1丁目4番1号 (電話) 093-561-3431	北九州市，中間市，遠賀郡
行橋支部 〒824-0001 行橋市行事1丁目8番23号 (電話) 0930-22-0035	行橋市，豊前市，京都郡 築上郡
飯塚支部 〒820-8506 飯塚市新立岩10番29号 (電話) 0948-22-1383	飯塚市，嘉麻市，嘉穂郡
直方支部 〒822-0014 直方市丸山町1番4号 (電話) 0949-22-0522	直方市，宮若市，鞍手郡
田川支部 〒826-8567 田川市千代町1番5号 (電話) 0947-42-0163	田川市，田川郡
久留米支部 〒830-8512 久留米市篠山町21番地 (電話) 0942-38-6141	久留米市，小郡市，うきは市 三井郡
八女支部 〒834-0031 八女市大字本町537番地の4 (電話) 0943-23-2744	八女市，筑後市，八女郡
柳川支部 〒832-0045 柳川市大字本町4番 (電話) 0944-72-3832	柳川市，大川市，三潞郡 みやま市（旧高田町を除く）
大牟田支部 〒836-0052 大牟田市白金町101番地 (電話) 0944-53-3504	大牟田市 みやま市内の旧高田町